

一体的実施事業等の平成28年度実績について



平成29年7月
厚生労働省 職業安定局
公共職業安定所運営企画室

1 一体的実施事業の実績

「一体的実施」の実施状況・成果(平成28年度) まとめ

① 実施自治体は着実に増加

- 平成28年度は163自治体、317拠点で実施(対前年度4自治体、14拠点の増加)

② 28年度は約7万人が就職

- 平成28年度は73,231人が就職。(うち生活保護受給者等は19,749人が就職)
- 平成28年度に事業を実施した163自治体のうち、139自治体で目標を達成(拠点ベースでは308拠点のうち、266拠点で目標を達成。一部達成を含む。)

※ 一体的実施では、地方自治体と国で構成する運営協議会で、年度ごとに事業目標を設定。

※ 1自治体で複数の拠点を持っている場合、拠点ごとに目標を設定している場合もある。

- 国の窓口では791,564件の相談を実施。

※ うち、生保受給者等に対する支援を行う窓口は、278,694件の相談に対応

※ 施設全体の延べ利用件数は、少なくとも1,324,750件

③ 利用者・関係者は取組を評価

- 利用者(求職者)から高い評価。

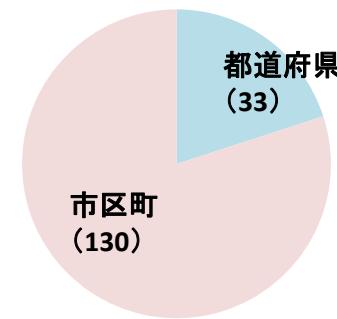
⇒ 全体として、94.7%の利用者が満足(「やや満足」を含む)と回答。
また、8割以上の施設で90%以上の満足度を達成。

⇒ 全体として、96.6%の利用者がこの施設ができて良かったと思う(「まあそう思う」と回答)。

(参考:平成26年度における労使・自治体の評価)

- 実施自治体からは取組を高く評価されており、事業の継続を強く求められている。

実施自治体の内訳



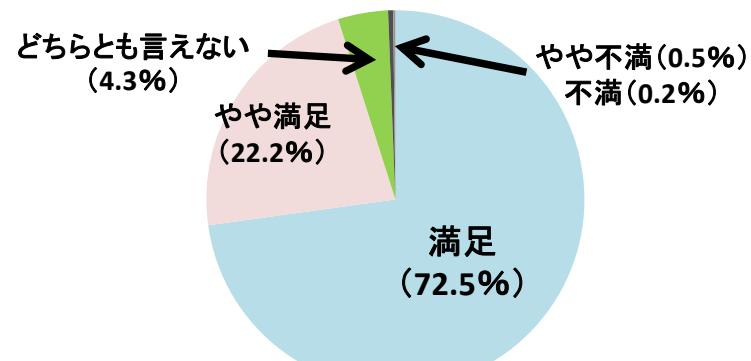
	達成				
		全達成	一部達成	未達成	
全数(308)	86.3% (266)	51.0% (157)	35.3% (109)	13.7% (42)	

・「全達成」:複数の目標(単一目標の施設も数力所あり)を全て達成

・「一部達成」:複数の目標のうちいくつかを達成

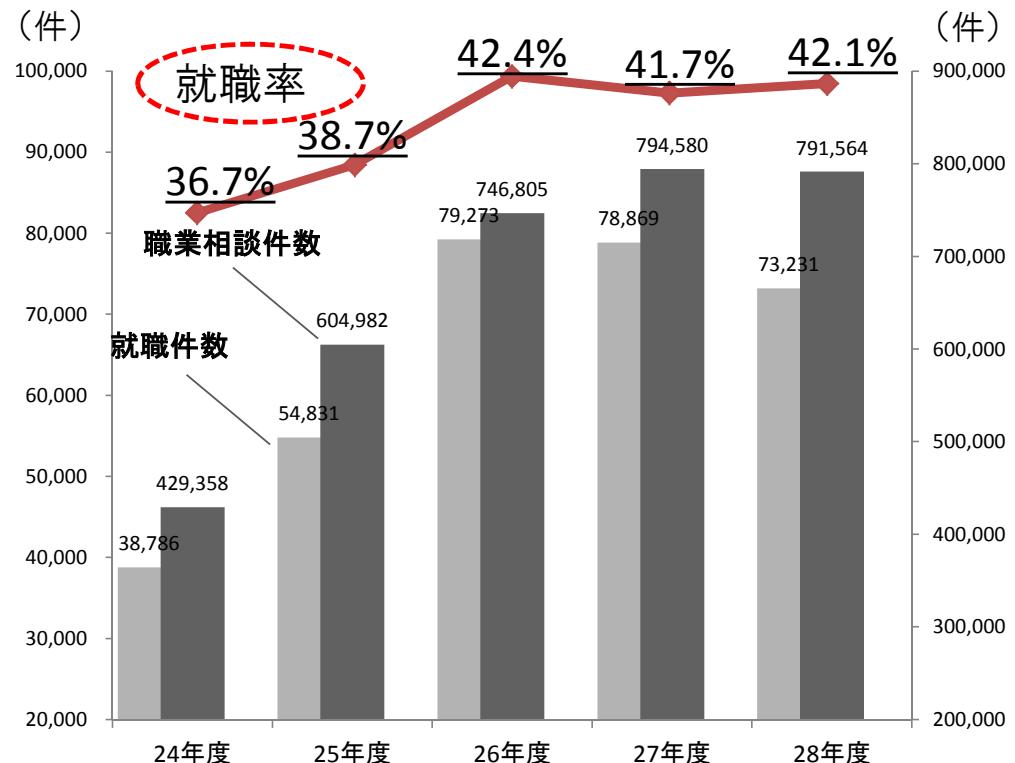
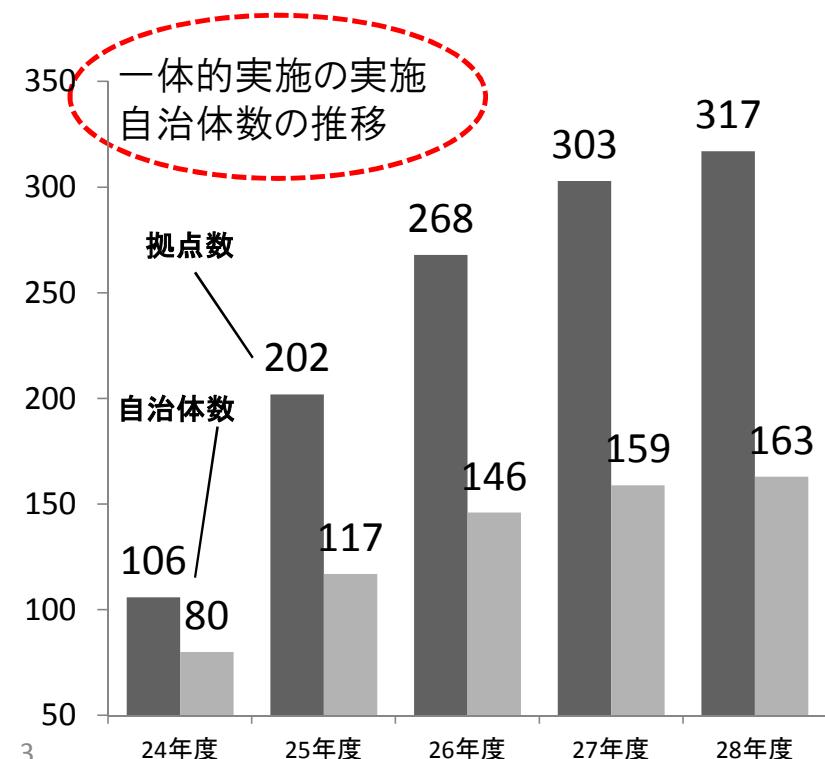
・「未達成」:目標のすべてを未達成

※平成27年度の達成割合は85.7%。



「一体的実施事業」の実績の推移

- 平成23年6月より順次取組を開始。平成28年度においても、実施自治体は着実に増加(左図)。
- それに伴い、全体の相談件数・就職件数は増加傾向にあり、就職率についてもハローワーク全体の就職率より高くなっており、連携の効果が発揮できている。
※ハローワーク全体の就職率:平成28年度31.3%
- 平成28年度においては就職件数は低下しているものの、就職率は向上。平成28年度以降は、一体的実施事業の質向上に関する「連携指標(※)」を目標として設定するなど、事業の質向上を図っている。
※新規求職者のうち自治体側から送り込まれた求職者の割合、チーム支援対象者数など。

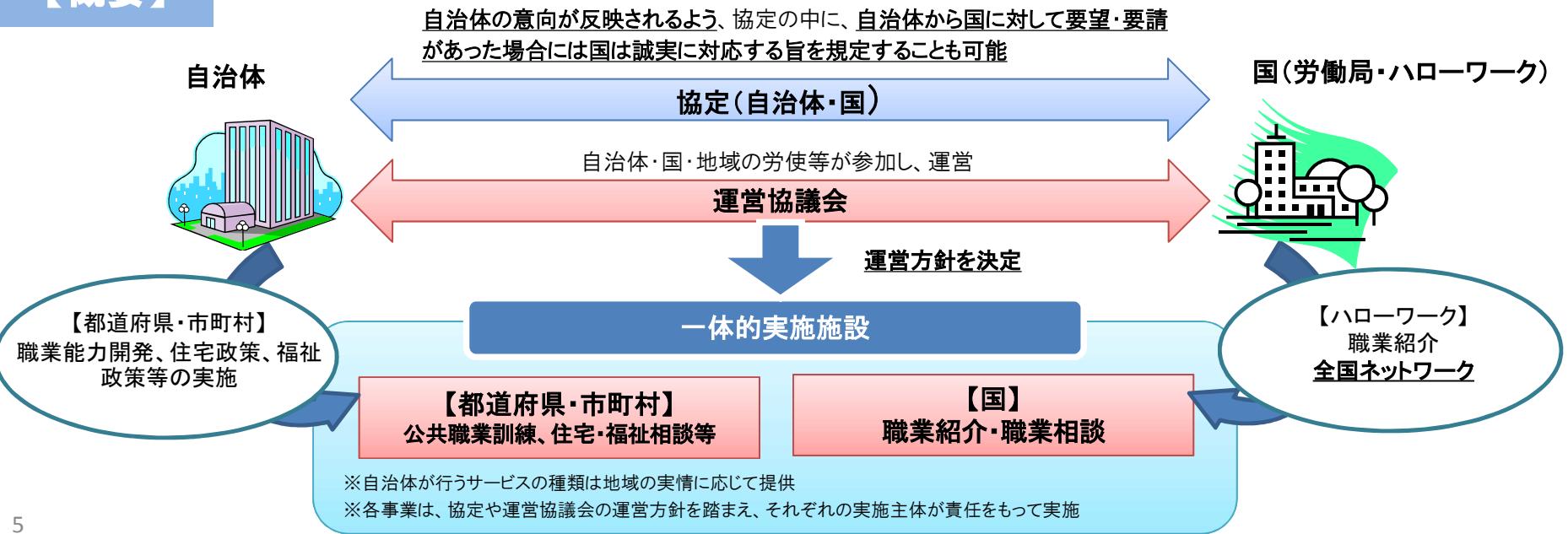


參考資料

一体的実施事業について

- 希望する自治体において、国(ハローワーク)が行う無料職業紹介等と自治体が行う相談業務等を一体的に実施。
- 一体的実施は、
 - ① 自治体の提案に基づき、国と自治体が協議して内容を決定し、協定の締結等により実施に移すこと
 - ② 利用者のニーズに応えられるよう運営協議会を設置することなど、自治体主導でハローワークと一緒にしたさまざまな工夫が可能な事業。
- 平成29年3月末現在、163団体(33道府県130市区町)で実施中。
うち生活保護受給者等を主な対象とする取組は97自治体。

【概要】



一体的実施の進捗状況について

一体的実施を実施中の自治体 計 163自治体(33道府県、130市区町) 平成29年3月末時点

都道府県(33)	市区町村(130)
北海道、青森県、岩手県、山形県、千葉県、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、沖縄県	<p>【 北海道 】札幌市、函館市、旭川市、北見市、釧路市</p> <p>【 東北 】弘前市、八戸市、秋田市、盛岡市、仙台市、福島市、郡山市、</p> <p>【 関東 】宇都宮市、茂木町、前橋市、高崎市、さいたま市、川越市、川口市、秩父市、所沢市、鴻巣市、志木市、寄居町、草加市、千葉市、柏市、市川市、船橋市、松戸市、港区、新宿区、台東区、墨田区、品川区、中野区、杉並区、豊島区、葛飾区、板橋区、練馬区、足立区、江東区、大田区、江戸川区、世田谷区、荒川区、北区、八王子市、府中市、調布市、町田市、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、綾瀬市、藤沢市</p> <p>【 中部 】新潟市、金沢市、甲府市、北杜市、長野市、岐阜市、大垣市、高山市、静岡市、浜松市、富士市、名古屋市、岡崎市、豊田市、大府市、豊橋市、春日井市、みよし市</p> <p>【 近畿 】四日市市、松阪市、大津市、湖南市、野洲市、京都市、舞鶴市、大阪市、堺市、豊中市、岸和田市、高槻市、枚方市、寝屋川市、守口市、東大阪市、神戸市、西宮市、宝塚市、川西市、丹波市、姫路市、尼崎市、奈良市、王寺町、天理市、和歌山市、柏原市</p> <p>【 中国 】江津市、岡山市、倉敷市、井原市、総社市、瀬戸内市、広島市、呉市、下関市</p> <p>【 四国 】徳島市、高松市、高知市</p> <p>【 九州 】北九州市、福岡市、久留米市、飯塚市、佐賀市、鳥栖市、唐津市、長崎市、佐世保市、熊本市、宮崎市、都城市、延岡市、鹿児島市</p> <p>【 沖縄 】那覇市</p>

一体的実施の実施自治体数の推移

- 平成23年6月より事業を開始。着実に実施自治体・実施拠点数が増加し、計163自治体317箇所に。

《平成24年度》80自治体（計106箇所）

【24府県】岩手県、千葉県、神奈川県、富山県、石川県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、滋賀県、京都府、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、熊本県、大分県、沖縄県

【32市区町】函館市、旭川市、北見市、弘前市、川越市、鴻巣市、寄居町、千葉市、杉並区、相模原市、綾瀬市、新潟市、北杜市、岐阜市、大垣市、静岡市、富士市、岡崎市、豊田市、京都市、大阪市、神戸市、西宮市、宝塚市、川西市、江津市、岡山市、広島市、福岡市、久留米市、佐賀市、鳥栖市

《平成25年度》117自治体（計202箇所）

【3府県】山形県、大阪府、兵庫県

【34市区】盛岡市、仙台市、郡山市、宇都宮市、前橋市、高崎市、柏市、葛飾区、練馬区、足立区、江東区、大田区、江戸川区、世田谷区、荒川区、八王子市、横浜市、川崎市、横須賀市、金沢市、浜松市、豊橋市、大津市、野州市、堺市、豊中市、丹波市、奈良市、徳島市、高松市、高知市、熊本市、宮崎市、那覇市

《平成26年度》146自治体（計268箇所）

【1県】宮崎県

【28市区町】八戸市、茂木町、市川市、船橋市、松戸市、港区、台東区、板橋区、豊島区、府中市、調布市、町田市、藤沢市、甲府市、四日市市、松阪市、舞鶴市、岸和田市、高槻市、枚方市、姫路市、尼崎市、王寺町、和歌山市、吳市、下関市、飯塚市、長崎市

《平成27年度》159自治体（計303箇所）

【13市区町】釧路市、福島市、草加市、北区、長野市、春日井市、みよし市、寝屋川市、守口市、東大阪市、天理市、唐津市、延岡市

《平成28年度》163自治体（計317箇所）

【1県】山梨県

【13市区町】佐世保市、都城市、寝屋川市、福岡市、秋田市、大阪市、仙台市、神戸市、門真市、大館市、柏原市、松江市、福井市

※ 下線部を引いた自治体は、運営協議会に労使の代表が参加しているもの(H28.3末時点。14府県38市町)。それ以外の自治体でも、地方労働審議会
7 (各労働局に設置)への説明等を実施。

国及び地方自治体が実施する業務

- 都道府県では、地域の課題に応じてターゲットとする対象者を特定して就労支援を実施する自治体が多い。
- 市区町(基礎自治体)では、生活相談など福祉業務を実施する自治体が多い。

→ 地域の実情に応じた地方自治体の業務と、国が行う職業紹介を組み合わせ、効果的な就職支援を実現

業務の内容

《国の業務》 → 国は無料職業紹介を実施 ※事業主支援に特化した北海道の一体的実施等を除く。

《地方自治体の業務》 → 各地域の実情に応じたさまざまな支援を実施

① 福祉業務 : 115自治体(198拠点)

例: 生活保護・児童扶養手当受給・住宅手当受給の相談(新宿区、宇都宮市、川口市等)、障害者支援(湖南市、総社市等)

② 若者、女性、中高年齢者向けの就労支援 : 80自治体(122拠点)

例: 若者や女性向けカウンセリング(青森県、広島県等)、中高年齢者向け就職相談(福岡県等)

③ 事業主支援 : 15自治体(16拠点)

例: 特に中小企業を対象に、助成金制度等の相談(北海道等)、企業の人材確保支援(堺市等)

④ 内職あっせん : 8自治体(9拠点)

例: 在宅ワークを希望する方に対する内職あっせん(品川区、秩父市等)

⑤ U・Iターン支援 : 5自治体(5拠点)

例: 東京等に在住するU・Iターン希望者に対して住居相談等を実施(新潟県、山梨県、長野県)

⑥ その他 : 16自治体(21拠点)

例: 心理相談(大府市)、日系外国人に対する就労支援(総社市)

※複数のサービスを実施する場合があるため、重複計上している。

支援対象者について

- 地方自治体(施設)ごとに、支援対象者は様々であるが、生活保護受給者等を対象としたものが最も多い。
- 生活保護世帯が増加する中で、就職が難しい生活保護受給者等に対して本取組が成果を上げていることから、平成28年度は、生活保護受給者等を支援対象とした一体的実施を増加させた。

主な支援対象者

- ① 生活保護受給者等 …… 97 自治体 (児童扶養手当・住宅支援給付受給者等を含む。)
- ② 障害者 …… 15 自治体
- ③ 子育て中の者 …… 30 自治体
- ④ 若年者 …… 47 自治体
- ⑤ 一般求職者等 …… 84 自治体 (支援対象者を特に限定しない取組を実施する場合を含む。)
- ⑥ その他(事業主、外国人など) …… 21 自治体

※複数の支援対象者を設定している場合があるため、重複計上している。

※ 生活保護受給者等に対する支援

- 生活保護受給者等に対する支援を行う取り組み :97自治体(193拠点)
(生活保護受給者等の就職 19,749人)
※ハローワーク窓口での職業紹介による就職
- 福祉事務所内等に一体的実施の窓口を設け、自治体の生活保護に係る業務と国の職業紹介を一体的に実施。生活相談から就職支援に円滑につなぐことが可能になり、効果を上げている。

2 その他連携策

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備 に関する法律(ハローワークに係る地方分権について)

概要

ハローワーク利用者の利便性を高めることを第一義として、国と地方の連携を抜本的に拡充した新たな制度を構築する。

雇用対策法の改正

国と地方公共団体の連携を強化するため、
雇用対策協定や地方公共団体の要請を
法定化

- ① 国と地方公共団体は雇用施策について協定の締結や同一施設での一体的な実施により連携する旨を法律に明記。
- ② 地方公共団体の長は職業の安定に関し必要な措置の実施を国に要請できる。
 - ※ 国は実施の要否を遅滞なく地方公共団体に通知。
 - ※ 国は、要請に係る措置を行う必要があるか否かを判断するに当たっては、予め、学識経験者等の意見を聴かなければならない。

職業安定法の改正

地方公共団体が民間とは明確に異なる公的な立場で無料職業紹介を実施できるよう、届出要件その他各種規制を緩和

- ① 地方公共団体が無料職業紹介を行う際の届出を廃止。民間事業者と同列に課されている規制(職業紹介責任者の選任等)や国の監督(事業停止命令等)の廃止。
- ② 法律上、地方公共団体が行う無料職業紹介を独立した章に位置づけ。
- ③ 無料職業紹介を行う地方公共団体が希望する場合に、国のハローワークの求人情報及び求職情報のオンライン提供を法定化。

国と地方自治体の雇用対策協定について

- 全国ネットワークで職業紹介・雇用保険・雇用対策を一体的に行う国と、地域の実情に応じた各種対策を行う地方自治体が、それぞれの役割を果たすとともに、一緒になって雇用対策に取り組み、地域の課題に対応するため、国と地方自治体が「雇用対策協定」を締結。

【国と雇用対策協定を締結した地方自治体(平成29年3月31日時点)】 計134自治体(43都道府県82市8町1村)

【都道府県（43都道府県）】

- ①北海道(24年12月)
- ②奈良県(25年6月)
- ③滋賀県(25年11月)
- ④京都府(26年2月)
- ⑤高知県(26年3月)
- ⑥岩手県(26年3月)
- ⑦長崎県(27年2月)
- ⑧東京都(27年2月)
- ⑨鳥取県(27年3月)
- ⑩山口県(27年3月)
- ⑪長野県(27年3月)
- ⑫宮崎県(27年3月)
- ⑬青森県(27年3月)
- ⑭大阪府(27年3月)
- ⑮群馬県(27年6月)
- ⑯沖縄県(27年8月)
- ⑰福岡県(27年10月)
- ⑱宮城県(27年10月)
- ⑲和歌山(27年11月)
- ⑳富山県(27年11月)
- ㉑福井県(27年11月)
- ㉒香川県(27年12月)
- ㉓山形県(27年12月)
- ㉔愛媛県(28年1月)
- ㉕熊本県(28年1月)
- ㉖三重県(28年2月)
- ㉗徳島県(28年3月)
- ㉘岡山県(28年3月)
- ㉙福島県(28年3月)
- ㉚茨城県(28年3月)
- ㉛石川県(28年3月)
- ㉜山梨県(28年4月)
- ㉝千葉県(28年8月)
- ㉞埼玉県(28年8月)
- ㉟佐賀県(28年8月)
- ㉞愛知県(28年8月)
- ㉞島根県(28年8月)
- ㉞静岡県(28年12月)
- ㉞秋田県(29年2月)
- ㉞栃木県(29年3月)
- ㉞岐阜県(29年3月)
- ㉞新潟県(29年3月)
- ㉞神奈川県(29年3月)

* ㉞㉞: 第6次地方分権一括法の施行日(平成28年8月20日)に、従前より締結していたハローワーク特区協定を雇用対策協定とみなした。

【市町村91市町村】

- 1 北九州市 (22年3月)
- 2 横浜市 (23年1月)
- 3 福岡市 (23年3月)
- 4 久留米市 (24年3月)
- 5 宮古島市 (25年1月)
- 6 広島市 (25年1月)
- 7 堺市 (25年11月)
- 8 鳴門市 (26年11月)
- 9 神山町 (27年1月)
- 10 三好市 (27年2月)
- 11 阿南市 (27年3月)
- 12 熊本市 (27年3月)
- 13 沖縄市 (27年3月)
- 14 浜松市 (27年3月)
- 15 美馬市 (27年5月)
- 16 太田市 (27年5月)
- 17 館山市 (27年6月)
- 18 吉野川市 (27年6月)
- 19 総社市 (27年7月)
- 20 小松島市 (27年7月)
- 21 前橋市 (27年8月)
- 22 東大阪市 (27年8月)
- 23 志布志市 (27年10月)
- 24 始良市 (27年10月)
- 25 熱海市 (27年10月)
- 26 日南市 (27年10月)
- 27 勝山市 (27年11月)
- 28 斉岐町 (27年11月)
- 29 南九州市 (27年12月)
- 30 新潟市 (27年12月)
- 31 大野市 (27年12月)
- 32 掛川市 (27年12月)
- 33 常陸太田市 (28年1月)
- 34 越前町 (28年1月)
- 35 福井市 (28年2月)
- 36 山形市 (28年2月)
- 37 鮎江市 (28年2月)
- 38 指宿市 (28年2月)
- 39 天童市 (28年2月)
- 40 高槻市 (28年2月)
- 41 置城市 (28年2月)
- 42 越前市 (28年2月)
- 43 宇佐市 (28年2月)
- 44 佐伯市 (28年2月)
- 45 那須塩原市 (28年2月)
- 46 豊後大野市 (28年2月)
- 47 笠間市 (28年2月)
- 48 豊後高田市 (28年3月)
- 49 坂井市 (28年3月)
- 50 札幌市 (28年3月)
- 51 小田原市 (28年3月)
- 52 高崎市 (28年3月)
- 53 あわら市 (28年3月)
- 54 北上市 (28年3月)
- 55 霧島市 (28年3月)
- 56 都城市 (28年3月)
- 57 下関市 (28年3月)
- 58 東海村 (28年3月)
- 59 大洗町 (28年3月)
- 60 鹿児島市 (28年3月)
- 61 敦賀市 (28年5月)
- 62 吹田市 (28年5月)
- 63 柏原市 (28年5月)
- 64 永平寺町 (28年7月)
- 65 千葉市 (28年7月)
- 66 中津市 (28年7月)
- 67 吉野町 (28年7月)
- 68 倉敷市 (28年8月)
- 69 加西市 (28年8月)
- 70 小浜市 (28年9月)
- 71 日田市 (28年10月)
- 72 浦添市 (28年11月)
- 73 若狭町 (28年11月)
- 74 宮崎市 (28年11月)
- 75 薩摩川内市 (28年12月)
- 76 寝屋川市 (28年12月)
- 77 尼崎市 (29年1月)
- 78 岐阜市 (29年1月)
- 79 鹿沼市 (29年2月)
- 80 いちき串木野市 (29年2月)
- 81 鹿嶋市 (29年2月)
- 82 小林市 (29年2月)
- 83 大館市 (29年2月)
- 84 鹿屋市 (29年2月)
- 85 出水市 (29年3月)
- 86 中津川市 (29年3月)
- 87 南部町 (29年3月)
- 88 大垣市 (29年3月)
- 89 岡山市 (29年3月)
- 90 大分市 (29年3月)
- 91 三田市 (29年3月)

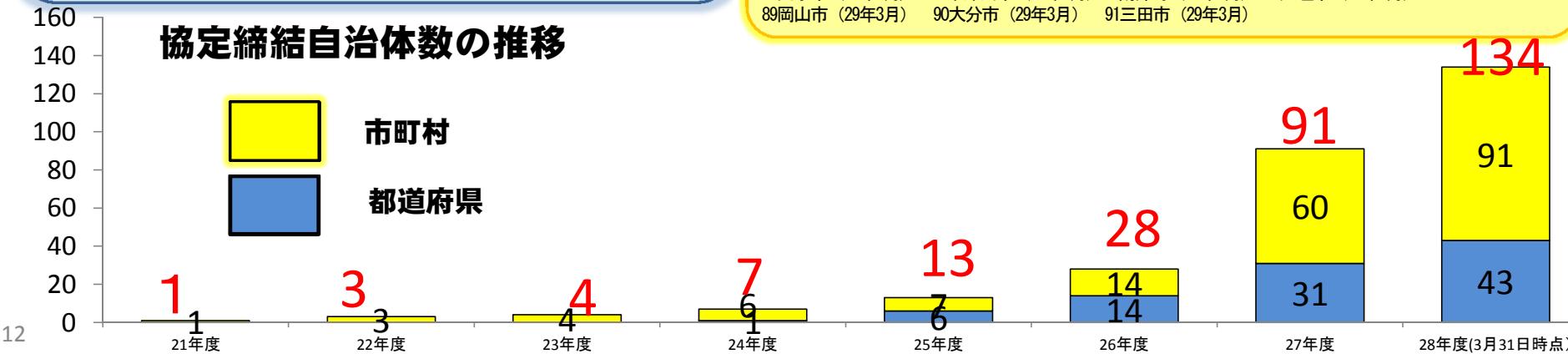
協定締結自治体数の推移



市町村



都道府県

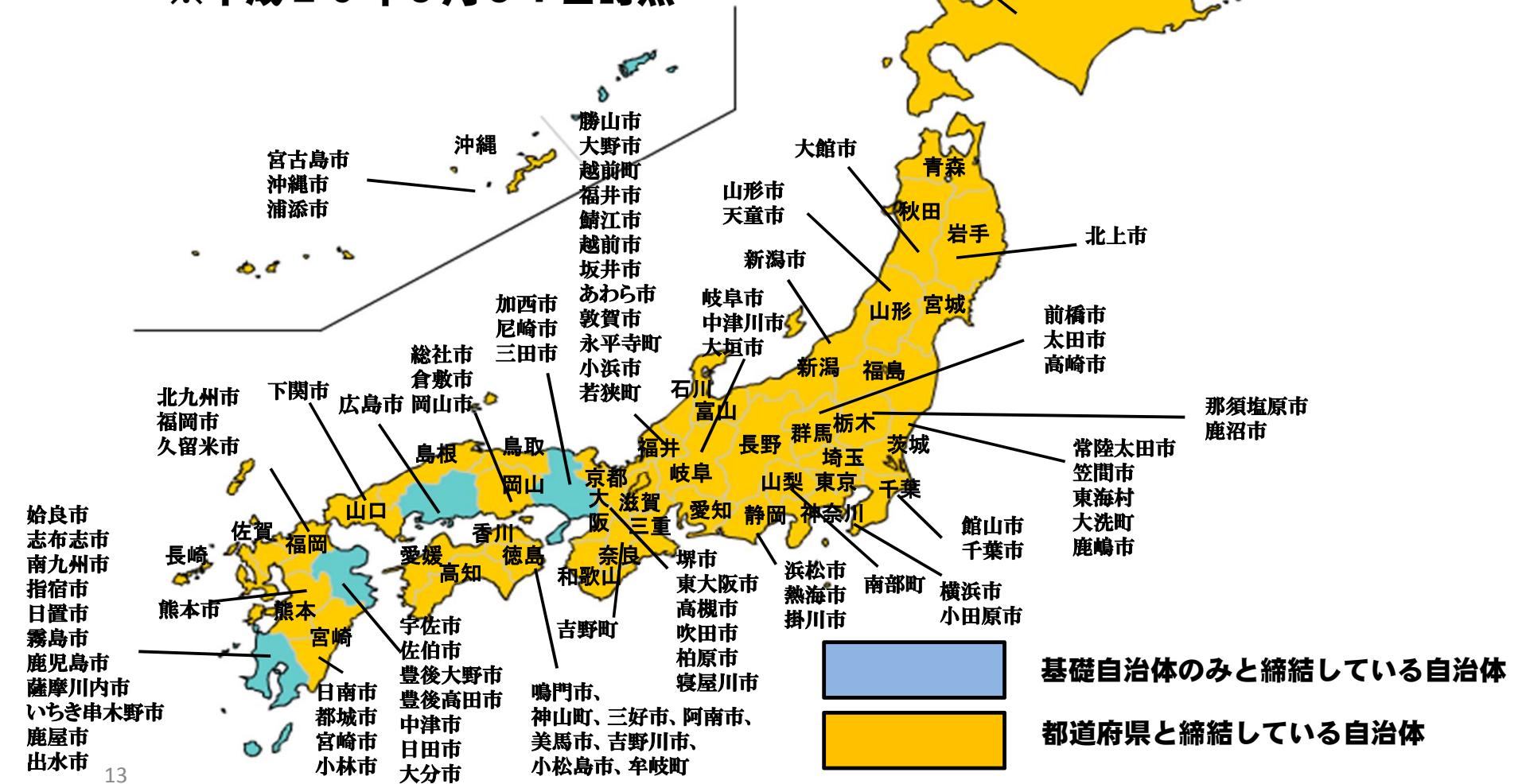


雇用対策協定 締結自治体

1 3 4 自治体と締結

(43都道府県 82市 8町 1村)

※平成29年3月31日時点



基礎自治体のみと締結している自治体

都道府県と締結している自治体

地方版ハローワークについて

経緯

- 平成27年11月 「地方分権改革有識者会議報告書」において、地方版ハローワークの設置権限を地方に移譲することとされる。
- 平成27年12月 「平成27年の地方からの提案等に関する対応方針」（閣議決定）において、地方公共団体が民間とは明確に異なる公的な立場で無料職業紹介を実施できるようにする等の見直しを行うこととされる。
- 平成28年5月 第6次地方分権一括法（職業安定法と雇用対策法の改正）が成立（同年8月20日施行）

改正職業安定法の内容

- 民間の職業紹介事業者とは異なる位置づけ・公的な主体として無料職業紹介を実施できる。
 - ① 無料職業紹介事業開始時の届出の廃止（通知のみ）
 - ② その他各種規制の見直し（国による助言指導、勧告、報告徴収、立入検査の廃止、事業停止命令の廃止等）
- 無料職業紹介を行う地方公共団体が希望する場合に、国のハローワークの求人情報及び求職情報をオンラインで提供する（法定化）。
 - ・求人情報のオンライン提供（平成26年9月開始）
 - ・求職情報のオンライン提供（平成28年3月開始）

設置状況（平成29年3月末現在）

- 設置事業所数（※） 621所
※ 法施行前に届出により無料職業紹介事業を行っていた事業所で地方版ハローワークに移行したものを含む。
参考：平成28年8月末現在 552所
- 主な実施目的
 - ・特定分野への職業紹介（農業、窯業、製造業、漁業 等）
 - ・特定の対象者の職業紹介（若者、子育て中の女性、U I Jターン希望者、生活困窮者 等）
 - ・県内企業の人材確保支援
 - ・近隣にハローワークがない住民へのサービス（HWまで車で1時間（約40キロ））

ハローワークの求人情報のオンライン提供について

労働市場全体としての求人・求職のマッチング機能を強化するため、ハローワークが保有する求人情報をオンラインで提供(平成26年9月1日より開始)

▶ 平成29年6月1日時点で1,330団体が利用

(自治体349団体(45都道府県、303市区町村、国の機関1団体)、職業紹介事業者633団体(有料593団体、無料40団体)、学校等348団体)

▶ 【平成28年度実績】

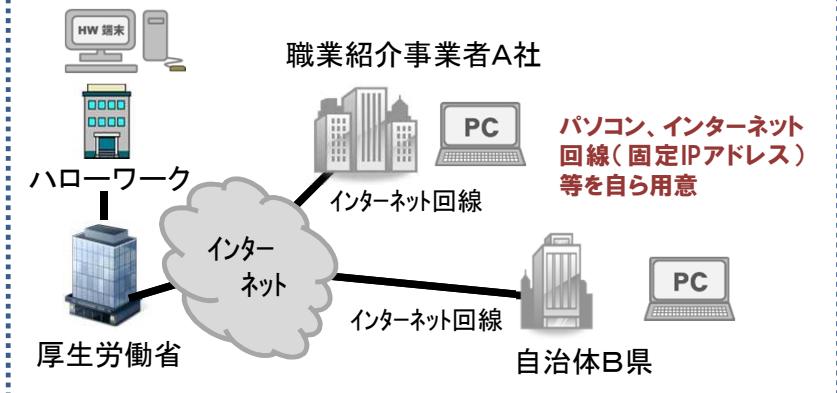
採用決定数6,058件(自治体;3,099件、民間職業紹介事業者1,263件(有料1,051件、無料212件)、学校等; 1,696件)

実施方法(イメージ)

- 具体的な実施方法として、2つの方式(①求人情報提供端末方式、②データ提供方式)を準備。
- 利用団体は、希望に応じて、実施方式を選択できる(併用も可)ようにし、その利便性を高めている。

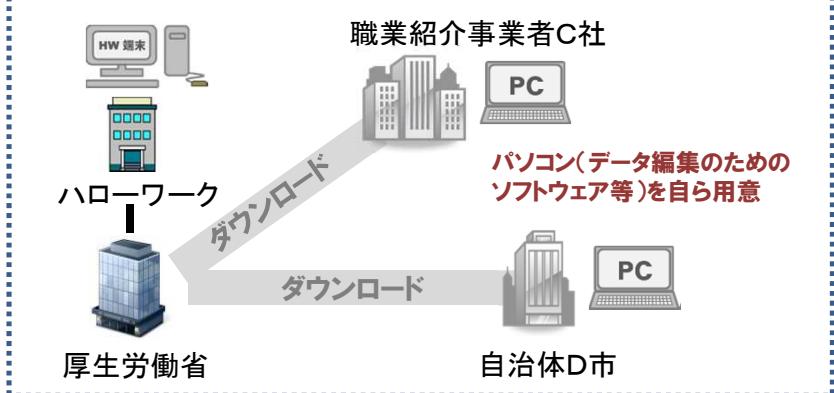
① 求人情報提供端末方式

- 利用団体が通常使用しているパソコンからハローワークの求人情報を検索・閲覧する方式。



② データ提供方式

- 求人情報データをインターネット回線でダウンロードする方式。利用団体のパソコンで当該データを利用。



➡ ハローワークの端末と同等の操作性

➡ 独自のデータ編集等が可能

ハローワーク求職情報の提供サービス

- 国・地方・民間が、それぞれの役割・機能に応じた連携を強化し、「外部労働市場全体のマッチング機能の最大化」を図るため、ハローワークの求職情報を民間職業紹介事業者及び地方自治体等に提供する取組を実施(平成28年3月22日から開始)。

利用状況

- 対象団体数(平成29年6月19日現在)

計 420団体

(民間職業紹介事業者等 320団体(76%)、地方自治体等 100団体(24%)

- 利用希望求職者数(平成29年5月現在)

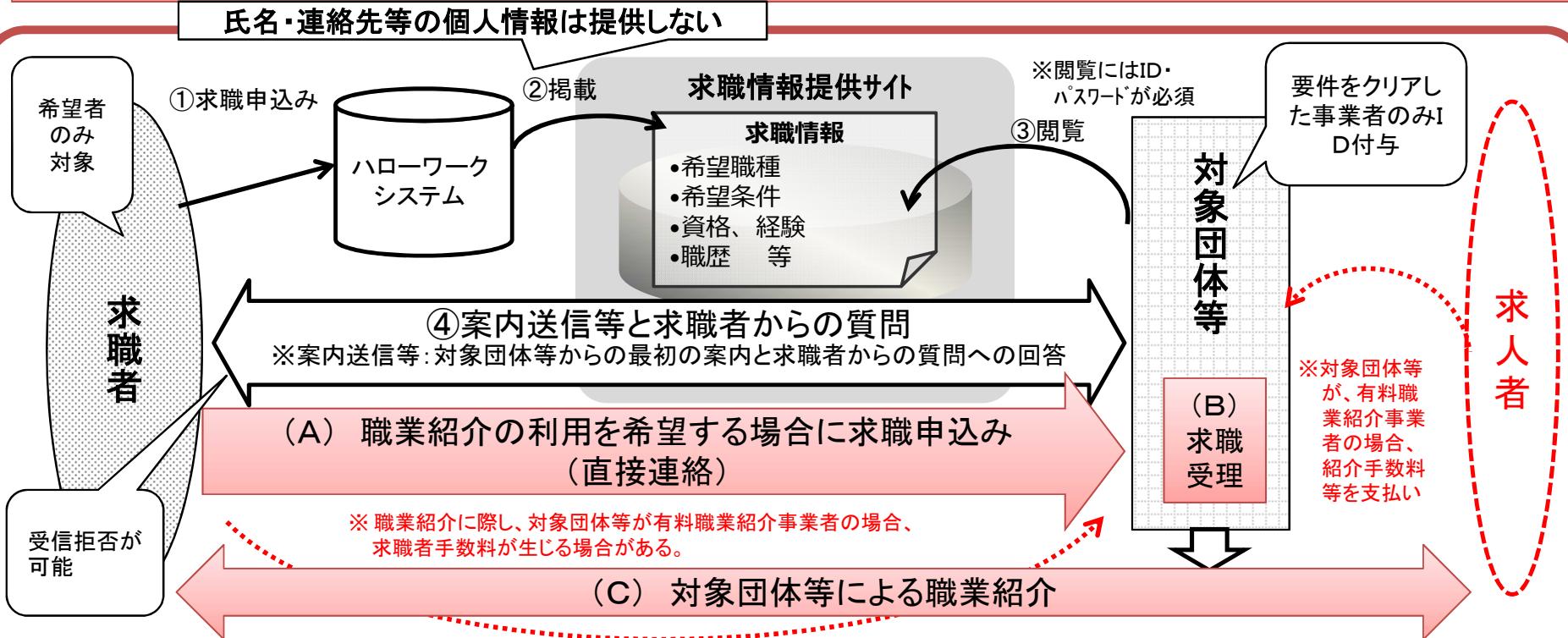
計 5,688人(平成29年5月新規求職者数46.2万人の約1.2%(*))

(内訳)	・自治体、民間人材ビジネス共に可	4,876人 <85.7%>
	・自治体のみ可	424人 < 7.5%>
	・民間人材ビジネスのみ可	388人 < 6.8%>

*<>内は利用希望者数に対する割合

※提供不可は43.1万人(93.3%)、分類不能は2.5万人(5.5%)となっている。

ハローワーク求職情報の提供サービスの仕組み



- ① 求職者がハローワークに求職申込み(ハローワークシステムに求職情報が登録される)。
- ② 希望する求職者について、ハローワークシステムに登録された求職情報(氏名、連絡先等の個人情報等は除く。)を求職情報提供サイトに掲載。
- ③ 掲載されている求職情報を、一定の要件をクリアし、IDを発行された対象団体等が閲覧。
- ④ 閲覧した対象団体等が、特定の求職者に連絡を取りたい場合は、当該サイトを経由して案内等を送信。メールを受信した求職者は、当該サイト経由で氏名等を明かさないまま、サービスの利用希望や質問等について対象団体等とやりとり。

< (A) 以降は、求職情報提供サイト外で実施 >

(A) 対象団体等の職業紹介の利用を希望する求職者は、対象団体等の案内を受け、対象団体等へ直接求職申込みを行う。

※ 求職申込み・受理以降のやりとりは、求職者と対象団体等の当事者同士が直接行う。

(B) 求職受理以降、(C) 対象団体等による職業紹介の際の手数料等のやりとりを点線で参考記載。